

公立富岡総合病院 臨地実習委託契約書

【●●看護専門学校 学長 ●●】（以下「甲」という。）と公立富岡総合病院 院長 【町田 昌巳】（以下「乙」という。）は、公立富岡総合病院臨地実習受入実施要綱（以下「実施要綱」という。）第10条の規定により、次のとおり業務委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、乙に対して、次に掲げる臨地実習指導業務を委託し、乙はこれを受託するものとする。

実習名称	基礎看護実習Ⅱ
実習場所	公立富岡総合病院（群馬県富岡市富岡 2073-1）
実習生	（複数名いる場合は全て記載） 看護 一郎、看護 直子、看護 正子 …
実習期間	令和2年5月1日 ～ 5月31日
実習の実日数	20日間

（臨地実習指導）

第2条 乙は、甲と緊密な連絡を保ちつつ、実施要綱に従い臨地実習指導を行うものとする。

（委託料）

第3条 甲は、臨地実習に要する経費として、以下の金額を乙に支払うものとする。なお、金額には消費税及び地方消費税を含むものとする。

- 1人1日当たり 金【金額】円
 実習期間につき1人当たり 金【金額】円
 実習期間につき 金【300,000】円
 その他（ ）

※該当する項目にチェックを入れ、金額を記載すること。

2 甲は、乙からの請求がなくとも実習が終了した翌月末日（休日に当たるときは、その前日に繰り上げる）までに委託料を支払わなければならない。また、振込み支払いの場合、送金通知（様式任意）を乙に提出すること。

（損害賠償及び負傷等の処理）

第4条 実習中の学生が、故意又は過失により乙の施設及び備品又は患者に対して損害を与えた場合、乙は甲と協議のうえ損害賠償を求めるものとする。

2 実習中の学生が実習中に負傷し又は疾病に罹った時は、甲の責任において速やかに処理するものとする。ただし、その負傷又は疾病が乙の責任に帰することが明らかな場合は、乙の責任において処理するものとする。

（その他）

第5条 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

2 この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

年 月 日

甲 【教育機関住所】 〒123-4567 群馬県●●市●●1234-5
【教育機関名】 ●●看護専門学校
【代表者氏名】 学長 ●● ●● (印)

乙 群馬県富岡市富岡 2073-1
公立富岡総合病院
院長 町田 昌巳 (印)